

西尾市鶴城体育館使用料

| 利用区分 | | | 金額 | | |
|----------------|---------------------|----------------|--|--|--|
| | | | 午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで | 午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで | 午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで |
| 専用 利用 | 体育場 | 平日 | 1,860円 | 1,860円 | 2,800円 |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 1,860円 | 1,860円 | 3,360円 |
| | 柔道場 | 平日 | 770円 | 770円 | 1,160円 |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 920円 | 920円 | 1,390円 |
| | 剣道場 | 平日 | 770円 | 770円 | 1,160円 |
| | | 土曜日、日曜日及び国民の休日 | 920円 | 920円 | 1,390円 |
| | 卓球場 | 平日 | 700円 | 700円 | 1,060円 |
| 土曜日、日曜日及び国民の休日 | | 840円 | 840円 | 1,270円 | |
| 会議室 | | | 260円 | 260円 | 260円 |
| 個人 利用 | 体育場・柔道場・ 剣道場・卓球場 | 小・中学生 | 50円 | 50円 | 50円 |
| | | 一般 | 100円 | 100円 | 100円 |
| | トレーニング室 | 中学生 | 50円 | 50円 | 50円 |
| | | 一般 | 100円 | 100円 | 100円 |
| ピアノ | | | 1回 | 1,040円 | |
| 放送設備 | | | 一式 1回 | 1,040円 | |
| 椅子 | | | 1日 100脚以上500脚未満 | 2,090円 | |
| | | | 1日 500脚以上1,000脚未満 | 3,770円 | |
| | | | 1日 1,000脚以上 | 5,440円 | |

備考

- アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。ただし、会議室を除く。
- 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 体育場の2分の1を専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 個人利用する場合の使用料は、1施設の利用を単位とする。
- 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日をいう。